

第31回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月29日(金) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	6番	市川 政一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

4. 欠席委員(1名) 11番 生井 一広

5. 提出議題

報告第30号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第31号	農地の転用事実確認証明等報告について
報告第32号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第39号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第40号	農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 西條 保 事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。
平場ではそろそろ稲刈りも終わりましたでしょうか。妙高、妙高高原地域ではもう少しといった状況かと思えます。
稲刈りシーズンになり、これまで降らなかった雨が降り、作業に支障を来す状況も出てきて上手く行かないものだなと実感しております。
さて、先日、県へ出張した際にJAの方から話を聞いたのですが、3等米の仮渡金の引き上げについて話があり、今後、第2弾、第3弾の引き上げの話があるかもといったことです。結果的に2等米の水準まで引き上げるということは、それぐらい3等米の比率が多いということの現れではないかと思われまます。
県内では今夏の異常気象によりコメの高温障害が多く発生しており、農家の経営を圧迫している状況です。他人事ではなく、当市でも大農家を中心に被害が出ていると思われまます。
仮渡金の額が落ち着かない限り、取り引きの話も進んで行かないのかなと思われまます。
皆さんにとっても大変な一年となったのではないのでしょうか。まだまだ状況を注視して行きたいと思います。
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第31回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。16番の竹田賢一委員、17番の宮尾俊一委員、よろしくをお願いします。

本日の議題は、報告事項が3件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第31号 農地の転用事実確認証明等報告について

報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

8月に届出がありました合意解約は、1件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、先月の総会で農地法第3条の議決をいただいたものです。

次に2ページ、報告第31号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

8月につきましては、農地等の現況に係る裁判所からの照会が1件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に3ページ、報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

- 事務局 8月の届け出は、相続件数は9件、新たなあっせん希望はありませんでした。以上、報告案件について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。
- 次に、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、4ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。
1番については、申請地は、渋江町地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：378㎡であります。
位置図は、資料No.3 9ページをご覧ください。
申請地は、昨年まで耕作管理を他者に依頼して、水田として耕作していた農地でしたが、依頼していた耕作者が高齢となったため耕作できなくなり、今年は保全管理をしている農地で、親戚で農家である譲受人に相談したところ、自宅から距離はあるけれど畑作であれば耕作管理してもいいということで、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。
2番については、申請地は、大字新井地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計：1,457㎡であります。
位置図は、資料No.4 10ページをご覧ください。
申請地は、妙高市と上越市の市境に位置し、これまで譲受人が譲渡人の許可を得て耕作管理してきた農地で、譲受人は上越市側の隣接地の畑を耕作していて、耕作の利便性が良いことから、遠隔地在住で耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。
3番については、申請地は、大字宮内地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計：7,355㎡であります。
位置図は、資料No.5 11ページをご覧ください。
申請地は、今年の水稲の刈り取りまでは、譲受人ではない農業者に利用権設定し耕作していた農地ですが、来年以後の将来的に耕作管理できない譲渡人と、経営規模拡大を図っている譲受人と、将来に向けて協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。
- 以上3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委員 1番について説明します。9月11日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委員 2番について説明します。9月11日、事務局、農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 します。

3番について説明します。9月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第37号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 1番について確認ですが、対価額が100,000円となっておりますが、位置図を見ますと街中で立地条件の良い場所にある宅地のような農地であり、金額が安いのではないかと思います。金額に間違いはないのでしょうか。

事務局 議案のとおりです。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第37号については、許可することに決定しました。

次に、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番についてです。

申請地は、石塚町1丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積142㎡です。

ただし、全体計画としては、隣接地528.13㎡とともに一体で、全体では、670.13㎡の整備を希望しています。

位置図は、資料No.6 12ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 第1種住居地域であることから、第3種農地です。

申請者は、同地域内での住宅の整備を希望していたもので、申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を売買により購入し、2区画の宅地造成を希望しています。

2番についてです。

申請地は、大字宮内地内、登記地目：田が1筆、登記地積1,136㎡です。

ただし、全体計画としては、隣接地73㎡とともに一体で、全体では、1,209㎡の整備を希望しています。

位置図は、資料No.5 11ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、資材置場の整備を希望しています。

事務局 以上2件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。9月11日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。9月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第38号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、許可することに決定しました。よって、議案第38号は、許可することに決定しました。

次に、議案第39号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第39号 農地法の適用を受けない事実確認願については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は、大字猿橋地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：254㎡
登記地目：畑が3筆、登記地積合計：4,191㎡、田畑合計 5筆、4,445㎡であります。

位置図は、資料No.7 13ページをご覧ください。

申請地は、市外在住の所有者が、将来のために所有地について調べたところ、非農地化していることから確認願が提出されたものであります。

申請地の5筆、すべての土地は、最低でも10年以上耕作放棄され、農地として耕作されず、一部はたどり着く道もない状況で、周囲とともに山林原野化し、現在に至っている状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、所有者の状況からも、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1番について説明します。9月4日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第39号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第39号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は、許可することに決定しました。

次に、議案第40号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページ、農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定1件、再設定4件、の合計5件です。

1番につきましては新規設定です。

契約内容は、賃貸借となっております。

続きまして、2番から5番につきましては、再設定です。

契約内容は、賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第40号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第40号「農用地利用集積計画について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、市長に要請することに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第31回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年10月31日

議 長

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印

妙高市農業委員会署名委員

_____ 印